

令和7年10月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年10月7日（火）
14時50分 ～ 15時36分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第 14号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 全国農業新聞の普及状況
3) 業務報告

出席委員 17名

1番 田 悟 敏 子	11番 渋谷 達 也
2番 吉 江 秀 一	12番 西 村 一 成
3番 石 丸 正 明	13番 中 田 栄 信
4番 宮 西 勝 昇	15番 大 浦 正
5番 加 賀 谷 良 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	18番 山 口 誠 一
8番 加 藤 裕	19番 日 光 和 雄
9番 山 崎 外 喜 雄	20番 作 田 昭 一
10番 和 田 由 美 子	

欠席委員 6番 木 村 鉄 雄 17番 水 上 龍 二
14番 山 本 克 博

令和 7 年 10 月 7 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	どうも皆さん、農地パトロールお疲れ様でした。 今回見ていただいたところは平地でもああいったような状況のところがあるということをお分かりいただけたと思います。それぞれちょっと私感も含めて、若干判定が異なるようなケースもあるかに思います。今回、皆さんと一緒に大体目合わせをして、大体の感じが掴められたのかなというふうに思っております。それから、今回の資料には県の指標が写真付きで出ておりますので、また実際に現場に行かれて判定される際には、そういったようなところも参考にいただければなというふうに思っております。 それでは、ただいまから小矢部市農業委員会 10 月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は 17 名で、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員さんは、〇〇委員さん、〇〇委員さん、そして〇〇委員さんであります。 本日の議事録署名委員を指名いたします。18 番の〇〇委員さんと、19 番の〇〇委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第14号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第15号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 2 件 以上、2 件の付議議案となっております。 それでは、議案第14号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第14号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号11番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われます。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それではご報告申し上げますが、この申請番号 11 と次の 12 というのは隣接した土地でして、そして譲受人が同じ方で非常に関連があるもの

	ですから、僭越ですが 12 番も同時に説明したいと思います。
会長	それでは、受付番号 12 番についても事務局から先に説明を受けます。
事務局	受付番号12番も、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、3 ページから 4 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われます。以上です。
会長	それでは○○委員さんお願いいたします。
渋谷委員	それでは、この 1 ページに位置図がありますが、その真ん中の方に大きい道路がございますが、こちらは以前小矢部伏木港線と言っていたのですが、何年か前に市道に変わって、そこに広い道が通っておりますが、その道路です。その道路の桜町地内の端の八和町と桜町のちょうど境界辺りの家でございます。その図面に○○と書いてあるのですが、その近くの圃場でございます。 それで、私は 2 日の日に譲受人の○○さんと、番号 12 の○○さんのところへ行きました。そして昨日ですね、6 日の日に○○さんのところへ行きました。それで、この 2 ページの図面ですが、○○さんの土地でございまして、公図の真ん中の方に○とか○とかというのがあるんですが、これが元の県の小矢部伏木港線、現在市道の地番でございます。それを挟むように○○さんの土地がございまして、で、この公図にはちょっと無いのですが、緑色に着色した左側に公衆用道路が現地にあります。1 m ぐらい。それと、○、○、○、○ですかね、その公衆用道路の向こう側に、○○さんのお父さんお母さんの宅地がございまして。そして○のまだ下側に○○さんの、この○○という会社を経営されておるんですが、その会社の事務所と○○さんの自宅がございまして。 3 ページを開いていただきますと、この○、○、○の横の圃場が出てきております。公図からいくと○です。ここに○、○、○、○、○、○、○ですかね、これが○○さんの圃場でございます。 それで、この売買というか譲受の話ですが、この○○さんの田んぼというのは、もう 30 年近くは全く作っておられずに、2 m ぐらいの太いセイタカアワダチソウですね、それがずっと今も生えております。ただし、その図面からいったら右側と言いますか右上というか、○とか○と

か〇、そこは水田を耕作しておられます。これも〇〇さんの土地なんですが、耕作者が〇〇さんという方で熱心に田んぼを作っておられます。

それで、この〇〇さんというのは 30 年間ほとんど田んぼを作らずに、もう高い草のままです。だからこれ、〇〇の地内にこの人の田んぼが 12 ～13 枚あるんですかね、みんなそういうような状態で、隣で圃場を営んでいる人は、1 m ぐらいずっとこの〇〇さんの田んぼの草を刈っておりまして。ただし 30 年間に何回か、5 回か 6 回、年に 1 回、草を刈られたこともあったのですが、まあ 1 回すっきり刈ってもらいました。ただし、そのあとまた全然刈らずにおられたわけです。

それで 2 年前ほどに、今の〇〇さんのお父さんが亡くなられてから、それなりに、そういうものすごい草になっているところは少しは刈ってくれているのですが、なかなか全部は刈れないということで、それで公一さんも田んぼ全然できないから誰かに譲りたいということで不動産屋を通したところ、先ほど言いましたように〇〇さんの宅地がちょっと近いものですから、〇〇さんがそれでは買おうということになったということです。そうしますとその真ん中と言いますか、〇〇さんの宅地、公衆用道路、そして〇〇さんの土地、そして〇〇さんの土地ということで、その真ん中もちょっと譲ってくれないかということで、〇〇さんの譲り受けると、そういうような経過があるものですから、2 つ一緒にと言った意味はそういうことでございます。

最近 J A で安い草刈りのレンタルもあるというふうに聞いておまして、私も〇〇さんにそういうところから借りてやらないと皆迷惑しとるしということを 2 年前ぐらいから盛んに言いまして、そうすればちょっと草刈り機でやってくれているんですが、なかなかもう 30 年もそういう状態にしていると、もの凄いい、カヤミたいなものとかそういうものが生えてなかなか大変で、そういうことで、もう田んぼというか農業をする能力が無いわということで、こういう審議になったようです。

〇〇さんも 10 年前ほどにおじいさんが亡くなられて全然田んぼをしなくなって、やっぱり草が生えていて、隣が〇〇さんの家なものだから、〇〇さん自身も〇〇さんのところの一部の草刈りをしてもらったということでございます。

ということで農地として譲り受けるということで〇〇さんに、田んぼというか農地として利用する気があるのかというふうに聞きました。といいますのは、ここの地域は 50 年前ぐらいに都市計画のエリアに入っているんですね。そして第 1 種住居地域、それと中層住居専用地域というところで、買って農転して家でも建てるつもりじゃないのかっていう

	ふうに、ものすごくストレートに聞いたわけですが、そうしますと〇〇さん、私そんな例えば大東建託のようなものがここを買ってそういうアパートメントみたいなものを建てられるのが嫌やから買ったと、まあそういう言い方です。 それで、田んぼをしないのかと言ったら、どうするかは今考えていないけど、例えば樹園地みたいなものにするというようなことも言っておられました。それもそれで分かるんですね、というのは、この小さいやつを1枚にして、もうこれ30年もすごい状態になっているから田面は高くなっているし、本当に水田をやろうと思ったら大変なことになると思うので、まあそういう考え方も、ただし決めてないとは言っておられました。本人はですね、〇㎡ぐらいの土地を持っておられまして、今そこをやっているのかと言ったら、確かに横の方に、何年か前にやっぱり農地として譲り受けてブルーベリーみたいなものを植えてあるような、そういう状況も見受けられました。 それで先ほどちょっと都市計画の地域だということなんですが、まあ50年間何も都市計画の計画が進展していないものですから、見られた通りほとんど公図の通りの田んぼで、細長い真ん中にコンクリートの畦畔があって、農地としてはどうなのか、それこそ判定の使用によっては非農用地ぐらいに判定されるようなところが結構あるんですが、市の方で都市計画の幅16mの道路を作るという計画をちょっと聞きまして、この位置で例えば農地で買って、また市職員に言われると困るのではないかなと思って、建設課の課長に、ここ道路を作ると言っているけど、ちょうどこの位置じゃないのかというふうに私問いかけしました。そうすると、この位置から図面から言えば上の方に70m、100mありますかね、その位置を始点として作るということです。 ですから農地を買ってまた公共事業でそんな利益というのは変な言い方だけど、そういうことをするような心配もないし、この桜町の農家としては、はっきり言ってそういうところを買って例えば譲受してもらって、これ無茶苦茶なあれですが、草を刈ってくれるだけでも非常にありがたいということで、〇〇さんって〇歳で若い人なんだけど、農業について結構熱く語られて、いやそれならそういうふうに思っているのかなあというふうに解釈して、許可してもいいんじゃないかなっていうふうに私は判断しました。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。

	この受付番号 11 番、並びに 12 番の件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、続きまして受付番号 13 番について事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号13番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、5 ページから 6 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われます。以上です。
会長	それでは〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について、調査報告をお願いします。
加賀谷委員	ご報告申し上げます。 この〇〇さん、もう家族構成は、この譲渡人のおばあちゃんと、譲受人のお孫さん、その奥様と子供さんの 4 人です。今度家を建てかえるということなんですが、農地に関しては何も該当するようないところがないという話で、何か代証人というか手続きをしていただいた方が、ついでにここもしておけばどうかということで、したという話でした。 私にすれば、おばあちゃんの、そのまま放っておいても、そのうちあなたのものになるのではないのかと言ったのですが、今度家を建てるのに必要かなという感じで話をされました。まあ相続を今して、生前贈与みたいな形になるよりも、後の方がいいのではないのか、税金もいろいろあるしという話をしましたが、本人さんはまあいいという話でしたので、私はそれで下がって参りました。 位置図で見ますと 5 ページ 6 ページですが、この 6 ページのグリーンのところの場所にある、これが畑です。その上の方にあたります道路とのところに、作業小屋というか納屋が建っておりました。それをもう解体されて今更地になっております。そこに今新しい住宅を、若い人の住宅を建てようとしております。若い人にすれば何も分からないから言われた通りなのでという正直な言い方をされました。お父さんもお母さんも今おられませんが、生存はしておられるみたいなのですが、同じところに居住してなくて他におられるということでございました。 まあ何にしても、農地の所有権を移転するというだけで、別に農地をやめるというわけでもありませんし、皆様のご理解をいただきまし

	て、認可をお願いしたいと思います。 以上であります。
会長	はい、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第14号、受付番号11番、並びに12番、13番の3件について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	過半数以上でありますので、「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 受付番号12番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は〇筆で面積が〇㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから11ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきましても埴生地区担当の加賀谷委員さんより、受付番号12番について調査報告をお願いします。
加賀谷委員	はい、ご報告申し上げます。 今回のお話は〇〇さんですかね、今回譲渡人の〇〇さんからすればお孫さんにあたります。今現在、〇〇におるということで、〇〇で今旦那さんと2人でおられます。で、家を建てると言っただけでも、奥さんは小矢部からなら色んなところへも通えるしと、旦那さんは〇〇というような言い方で、実家の近くで将来的に親やら爺ちゃんのこともし見られればということで地元に戻る計画をしたそうであります。 それで現実的にはそこはもう周りは住宅になっていますし、農地としては本当にわずかな部分で、〇〇がやっていたみたいですが〇〇もどうぞどうぞということのお返事をいただいたということで、今回のこの分譲に至ったということでございます。

	〇〇さん宅にすれば、子供が帰って来る孫が帰って来るみたいな感じで、もう一生懸命良いようにしたいんだというようなお話でございましたので、私の方からは何も言うことはございません、どうかよろしくと言って帰って参りました。 そういうことで、また皆さんのご意見賜ってご承認いただきたいと思います。
会長	受付番号12番については質問が無いようですので、受付番号13番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号13番は、譲渡人が〇〇で、譲受人が〇〇です。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから15ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、農用地に該当しており、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について調査報告をお願いします。
〇〇委員	私この話を聞いた時に、この〇〇地区というのは非常に丘砂利を採取が多いですね。私の住んでいる〇〇地区っていうのは、大体もうそれは終わっているという感じで、今は〇〇とか〇〇、それから〇〇とかそこら辺のちょっと川で言えば上流の方から下流の方へ行っていると思います。 これをお聞きしたときに、私の家から 200～300mのところにあります、この〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、みんな違う村ですけど私知っています。過日、私は一軒一軒みんな尋ねました。契約なされて何か不都合なことはなかったですかとか色々聞きました。これを受ける〇〇さんの社長さんもよく存じ上げているので、今まであんまり〇〇地区でああでもないこうでもないっていう話は無いですね。そういう形で皆さんに聞きましたが、やっぱり砂利を掘ってもらって土壌を良くしてもらおうという、そういう雰囲気皆さんいらっしゃいます。 例えば砂利を掘ったら、今日見てきたような圃場じゃないです。今もう綺麗な、草刈も終わっていて、田んぼ終わっている綺麗なところなんです。だから畔なんかも綺麗になっていますけど、その畔がね、どうもその地区は砂地か何かで、結構水漏れが激しいらしくて、コンクリー

	トの畔にしてもらえんという条件がきつとあると思います。それにしてもらえんものですから、みんなは喜んでます。 〇〇さんの社長さんとも話をしました。問題のないように一生懸命やりますという話でございましたので、〇〇地区における場合は、丘砂利というのは本当にこれはもう仕方がないという言い方おかしいですけど、本当の綺麗な田んぼに戻るといふ、そういう状況ですから、それは認めてあげてほしいと私は思っています。 以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、議案第15号、受付番号12番及び13番の2件について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	ありがとうございます。 挙手が過半数以上ですので、「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 3～4ページ 5) 全国農業新聞の普及状況 5～7ページ 6) 業務報告 8ページ
会長	それでは、ただいまの件について、何かございますでしょうか。 無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を〇〇職務代理さん、お願いいたします。
職務代理	農地パトロールに続きまして、総会お疲れ様でした。 11月の次回の総会までに農地パトロールの方もありますが、怪我のないように気をつけてパトロールの方へ行ってください。これで総会を終わります。
会長	どうもありがとうございました。

	－10月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年10月7日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 18 番 山 口 誠 一

19 番 日 光 和 雄